

令和 2 年 12 月

江南市議会建設産業委員会会議録

12月9日

江南市議会建設産業委員会会議録

令和2年12月9日〔水曜日〕午前9時00分開議

議 題

議案第88号 江南市下水道事業経営審議会条例の制定について

議案第90号 江南市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

議案第99号 令和2年度江南市一般会計補正予算（第11号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

経済環境部

の所管に属する歳入歳出

都市整備部

水道部

の所管に属する歳出

議案第102号 令和2年度江南市水道事業会計補正予算（第4号）

議案第103号 令和2年度江南市下水道事業会計補正予算（第3号）

行政視察及び研修会について

市民と議会との意見交換会について

出席委員（7名）

委員長	尾 関 昭 君	副委員長	長 尾 光 春 君
委員	鈴 木 貢 君	委員	古 池 勝 英 君
委員	牧 野 圭 佑 君	委員	堀 元 君
委員	宮 田 達 男 君		

欠席委員（0名）

委員外議員（8名）

議長	野 下 達 哉 君	副議長	中 野 裕 二 君
議員	宮 地 友 治 君	議員	稲 山 明 敏 君
議員	三 輪 陽 子 君	議員	大 藪 豊 数 君
議員	片 山 裕 之 君	議員	石 原 資 泰 君

職務のため出席した事務局職員の職、氏名

事務局長兼課長 松本朋彦君 副主幹 前田昌彦君
主任 岩田智史君

説明のため出席した者の職、氏名

市長 澤田和延君

経済環境部長 阿部一郎君

都市整備部長兼危機管理監 野田憲一君

水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長

古田義幸君

農政課長 菱川秀之君

農政課副主幹 岩田浩和君

環境課長 牛尾和司君

環境課主幹 前田茂貴君

環境課副主幹兼環境事業センター所長

横川幸哉君

建築課長 梅本孝哉君

建築課副主幹 源内隆哲君

水道部下水道課長 伊藤達也君

水道部下水道課主幹 吉本晴永君

水道部下水道課副主幹 柴垣伸道君

水道部下水道課副主幹 青山裕泰君

水道事業水道部水道課主幹 酒匂智宏君

水道事業水道部水道課副主幹 加藤考訓君

水道事業水道部水道課副主幹

安 田 裕 一 君

○委員長 ただいまから建設産業委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。

昨日江南市プレミアム付商品券の 2 次販売があつて、担当の委員会ということちょっと私も 3 つぐらい販売会場を回つて様子を見させていただきました。いろいろと思うところがやっぱりありましたけれども、次回以降あればですけども、そこはよかったところ、悪かったところを生かしていけたらなあというふうに思っております。いずれにつきましても、このプレミアム付商品券もこのコロナ禍の景気の低迷といえますか、もうどん底になってしまつて、その部分を行政というか、国が躍起になって何とかしないかということ市の方に国庫補助を頂いて進めさせていただいたというところでございます。

これからの状況、本当に見えないところで行政の皆様方も手探りでやっていらっしゃると思いますので、我々も本当に細かいことも大事ですけども、木を見て森を見ぬということがないように、大局を見てマクロな視点で今後の情勢と江南市の在り方というところを前向きに建設的な意見を言っただきながら進めてまいりたいと思っております。個々でいろんな問題も起きているのは事実だと思いますけれども、その部分に執着すると周りが見えなくなるということが我々議員が一番あっちゃいけないことだと思っております。皆さん方を頼りにして市民の方も活動といえますか、いろんな御意見を我々にいただいているわけでございますので、この委員会におきましても、各案件粛々と進めていただいて、皆さん方の意見を少しでも多く市政に反映していただきたいと思っておりますので、闊達な御意見いただきながらも、順調にこの委員会を進行できるように私も努めてまいりますので、引き続きよろしく願いいたします。今回は早い時間からよろしく願いいたします。ありがとうございます。

では、新型コロナウイルスの感染拡大の予防のために、マスクの着用は適宜といたしますのでよろしく願いいたします。

それでは、市長から挨拶をお願いします。

○市長　　皆さん、おはようございます。

去る11月26日に12月定例会が開会されて以来、連日終始慎重に御審議を賜り、誠にありがとうございます。

本日、本委員会に付託されました諸案件は、いずれも市政進展の上で重要な案件でございます。何とぞ慎重に御審査をいただきまして、適切なる御議決をいただきますようお願い申し上げます。

なお、昨日総務委員会終了後に委員の皆さん方というようなことでありましたけれども、鉄道高架化事業の問題と言われている草刈りの状況について意見交換があったやに聞いております。私のほうからは、新聞等にも取り上げられました。また、議会中にも答弁をさせていただいておりますけれども、まず1つは、この支出については、鉄道高架化事業を進めるに当たって不可欠な支出であったというようなことを明確に述べさせていただきたい、そのように思います。

なお、支出された費目について、予算上、決算上の費目については、適切さを欠くというようなことでおわびをさせていただいております。改めて当委員会の案件でございます。委員の皆さん方におわびを申し上げます。本当に申し訳ございません。今後適切に諸事業につきましても、こうしたことのないよう進めてまいりたいと思っております。よろしく願いをいたしたいと思っております。

○委員長　　ありがとうございました。それでは、市長は公務のため退席となります。

本日の委員会の日程ですが、付託されております議案第88号 江南市下水道事業経営審議会条例の制定についてをはじめ、5議案の審査を行います。

委員会の案件が終わりましたら、委員協議会を開催いたします。

それでは、これより議事に入ります。

審査の順序については、付託順により行います。

委員会での発言については、会議規則第114条において、委員長の許可を得た後でなければ発言することができないと規定されています。質疑・答弁とも簡潔明瞭にお願いし、挙手の上、委員長の指名後に発言くださるよう議事運営に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

また、委員外議員の発言については、会議規則第117条第2項において、委員会は委員でない議員から発言の申出があったときは、その許否を決めると規定されています。このことから、所属の委員による質疑が尽きた後に、なお議案の審査上、必要のある場合に限り、委員の皆様にお諮りした上で発言の許否を決めてまいりたいと考えておりますので、議事運営に御協力いただきますようお願いいたします。

なお、主幹、副主幹の方は、それぞれ担当の議案のときに出席していただき、その他は退席していただいても結構です。

議案第88号 江南市下水道事業経営審議会条例の制定について

○委員長 最初に、議案第88号 江南市下水道事業経営審議会条例の制定についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部下水道課長 それでは、議案第88号について御説明いたしますので、議案書の168ページをお願いいたします。

令和2年議案第88号 江南市下水道事業経営審議会条例の制定についてでございます。

はねていただきまして、169ページ、170ページには、江南市下水道事業経営審議会条例（案）を掲げております。

補足して説明することはございません。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○牧野委員 第3条の(1)、(2)、(3)、(4)で審議会をつくるんですが、大体割り振りの人数みたいなのは何かあるんですかね。例えば市議会議員が2名とか1名とか、公募に応じた者を2名とか、ちょっとそこら辺の内訳が分かっていたら教えてください。

○水道部下水道課長 こちらのほうの審議会の委員ですが、まず市議会議員の方に2名、各種団体の代表者として4名ということで、こちらの内訳とし

ては、消費者団体関係、江南商工会議所関係、金融機関関係、インフラ事業関係で1名ずつを予定しております。また、学識経験を有する者ということで2名を予定しております。こちらのほうの内訳につきましては、大学教授等と税理士、公認会計士等を1名ずつを予定しております。さらに(4)としまして、公募に応じた者という方で2名で、合計10名で予定しております。

○牧野委員 分かりました。庶務を下水道課が担当するというので、市の職員はここに入っていないくて、議事進行をする。

この公募の仕方ですけれども、例えば2名しか来なきゃそれはそれで決まっちゃうかもしれませんが、何かその手を挙げればいいのか、何かちょっとそれなりの論文とか試験とか、そういうものを問うか問わないかちょっと確認したいんですが。

○水道部下水道課長 こちらの公募のほうにつきましては、インターネットとか広報「こうなん」等で広く募集をかけていきたいというふうに考えております。その上で、やはり下水道に関係した一つの論文ではないんですけれども、意見とかそういったもののところを酌み取りながら、複数人公募がございましたら、その中で選考させていただきたいなあというふうに考えておるところでございます。

○牧野委員 分かりました。大変一言言いたいとか勉強している方もいらっしゃるかもしれませんが、公募の選定の仕方が適切にされますように要望して、以上でございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時08分 休 憩

午前9時08分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第88号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第90号 江南市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

- 委員長 続いて、議案第90号 江南市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

- 水道部下水道課長 続きまして、議案第90号について御説明いたしますので、議案書の174ページをお願いいたします。

令和2年議案第90号 江南市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正についてでございます。

はねていただきまして、175ページには、江南市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例（案）を、176ページには参考といたしまして新旧対照表を掲げております。

なお、この条例につきましては、令和3年1月1日から施行するものでございます。

補足して説明することはございません。御審議のほどよろしく願いいたします。

- 委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

- 牧野委員 これも単純な確認だけで、説明を受けましたけど、もう一度聞いておきたいんですが、特例基準割合と延滞金特例基準割合とこの延滞金をつけた理由というのを、簡単にちょっと説明していただきたいんですが。

- 水道部下水道課長 こちらのほうは、令和2年3月31日で公布されました地方税法の一部を改正する法律等の税制改正ですね、租税特別措置法の第93条第2項におきまして、従来の特例基準割合の定義に代わって新しく定義されたということでございます。それに基づいてこちらのほうの、うちのほう

の下水道事業受益者負担に関する条例につきましても、そちらの特例基準割合をこちらのほうの平均のほうに置き換えたものでございます。

○牧野委員 上位の条例が変わったんで、単純に名前を変えたというふうに取ればよろしいんですか。

○水道部下水道課長 そういう形になりますが、こちらのほうの平均貸付割合についてでございますが、各年の前々年の9月から前年の8月までの各月における銀行の新規の短期貸付けの平均利率の合計を12で除して計算した割合として、各年の前年の11月30日までの財務大臣が告示する割合ということになったものでございます。

この中の短期貸付平均利率でございますが、日本銀行が毎月公表しております貸出約定平均金利の一つでございますが、銀行や信用金庫の個人企業に返済期間を1年未満として貸し付ける金利の平均でございます。銀行が新たに貸付けしたものをを用いて算定したものでございます。

○牧野委員 分かりました。延滞金で3年以上延びている方っていらっしゃるんですか、人数的に。

○水道部下水道課長 今のところ、こちらのほうの延滞金のほうで3年以上ということは、江南市においてはそこまで発生はしていない状況でございます。

○牧野委員 結構です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 では、質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時12分 休 憩

午前9時12分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第90号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第99号 令和2年度江南市一般会計補正予算（第11号）

第1条 歳入歳出予算の補正のうち

経済環境部

の所管に属する歳入歳出

都市整備部

水道部

の所管に属する歳出

○委員長 続いて、議案第99号 令和2年度江南市一般会計補正予算（第11号）、第1条 歳入歳出予算の補正のうち、経済環境部の所管に属する歳入歳出、都市整備部、水道部の所管に属する歳出を議題といたします。

なお、審査方法ですが、歳入歳出一括で各課ごとに審査したいと思いますので、よろしく願いいたします。

最初に、経済環境部環境課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○環境課長 それでは、環境課が所管する補正予算について御説明させていただきます。

まず歳入でございますが、議案書の258ページ、259ページの最下段をお願いいたします。

21款5項2目雑入、11節雑入、環境課の容器包装類再商品化合理化拠出金25万円でございます。

次に、歳出でございます。272ページ、273ページの最下段、4款2項1目清掃費で1,602万6,000円の減額をお願いするものでございます。

内容につきましては、273ページの説明欄をお願いいたします。分別ごみ収集運搬事業に伴う財源更正でございます。

1枚はねていただきまして、275ページの上段、江南丹羽環境管理組合関係事業で1,401万1,000円の減額、その下、尾張北部環境組合関係事業で201

万5,000円の減額をお願いするものでございます。

補足説明はございません。よろしく願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○鈴木委員　歳入で1つあったと思うんですけど、容器包装類再商品化合理化拠出金、これは大体知っておるんですけど、多分これは国のほうからかな、一旦これは入ってくると思うんですけど、毎年この時期になると精算というか、江南市のこの容器包装の排出量に伴ってくるものだと思うんですけど、金額的に多いか少ないか別にして、推移はどういうような流れになっていますか。少しその中身の推移について確認をちょっとしたいものですから教えてください。

○環境課長　この拠出金ですけれども、これは財団法人日本容器リサイクル協会から容器包装リサイクル法に基づいて支払いを受けるものです。今年9月18日に25万602円を受け取ったということでございます。

この拠出金は、事業者、市町村、消費者が連携し、社会全体でリサイクルとしての再商品化に取り組むことで効率化が図れた場合に、その成果の事業に対して市町村にお金がもらえるという仕組みですけれども、具体的に言いますと、このプラスチック製容器包装類の再商品化に実際かかった費用が、あらかじめかかるであろうと予想されていた金額を下回った場合、その2分の1に相当する金額をその容器包装のリサイクルに取り組んだところの市町村で分配していくという制度です。

近年は、そのプラスチックの処理費が毎年どんどん高騰しているものですから、要は想定された金額よりも実際かかった費用がどんどん接近してきてもらえる金額が下がってきたというような現象で、今年25万602円がもらえたということになります。

○鈴木委員　今大体聞いていて、この容器包装というのは大体積算の仕方は理解したんですけど、要するにちょっと混同するといかんもんですから、廃プラとはまた別だもんね、これは。あくまでも容器包装に係る分での該当するものであるというふうで理解してよろしいですね。

○環境課長　これは先ほども申しましたけれども、容器包装リサイクル法に

基づくもので、いわゆる江南市でいうと、プラスチックの関係は廃プラとプラスチック製容器包装類がありますけれども、簡単に説明しますと、廃プラのほうは商品そのもの、容器包装類は商品を包装するもの、包むものというような分け方がありまして、あくまでも同じプラスチックですけれども、その商品を包装する、包むものについてもらえるというようなお金になっております。

○鈴木委員　　今、先ほどから答弁の中でもあったんですけど、近年この容器包装に入ったものが、容器包装のものが高くなってきていると。それは売りさばき収入によって変わってくるというようなことでしたよね、今の話で。ちょっともし分かれば、売りさばき収入というのはどれぐらいあるものなんですか、今。

○環境課長　　この容器包装類については売りさばきではなくて、江南市は処理費を払っています。江南市が収集したものを中間処理業者で1次選別し梱包し、その後に日本容器包装リサイクル協会に引き渡して、そちらでプラスチックに再生していただくということになります。処理費が上がっているというのは先ほども言いましたように、容器包装リサイクル協会が過去3年平均の想定処理の単価というのを出しておりますけれども、この制度の始まった平成21年では、一番最初9万4,000円の処理想定単価でしたけれども、この該当年は5万4,000円。ずうっと処理単価は下がってきたんですけども、中国がプラスチック類の受入れをストップしたものですから、この処理想定単価というのは過去3年の平均を出して処理単価を出しますけれども、それを3年間使うということなので、今回の令和元年度分の処理単価は、平成30年度から今年度令和2年度までで5万4,191円という単価が使われますけれども、この単価を使用している間に今世の中は、一昨年中国がプラスチック類の受入れをストップしたということで国内では処理単価が上がっておりますので、要は5万4,191円の処理単価よりも上がってきているという傾向があるのでなかなかもらえないと。

今年度も、去年日本容器リサイクル協会によりまして、そういう理由でお金は配分できないという予定だったんですけども、全国の収集量の関係で締めてみれば、江南市としては25万円もらえたというような状況になってお

ります。

- 鈴木委員 大体おおむね分かりました。ちょっと勘違いしていました。要するに処理費が上がってきたと、それに伴って推移を見ると、言うならこの歳入部分も増えてきたというような理解でよろしいですね。
- 環境課長 処理単価が上がってきたんですけれども、想定単価というのは3年間同じものを使うものですから、それに追いついていかないというところなので差額が出なくなってきたということでございます。
- 鈴木委員 この部分について、もうこれ以上深く聞くと恐縮ですので、ちょっとまだ本当は聞きたい気持ちもありますけど、この程度でとどめておきますけど、一言で言うなら、もう少し市民に、あるいはこうやって分別を課しているわけですので、何かの格好でやっぱりこの努力が報われるようなと言ったらちょっと語弊がありますけれども、何かそんなような何かこういう容器包装を分別することによってこういう、当然環境に負荷を与えないとリサイクル社のことはよく分かるんですけど、それだけのことを強いてどれだけのメリットがあるかということをもたどこかの段階で、環境課として御表明願えればと思っておりますのでよろしくお願いいたします。以上です。もしあれば。
- 環境課長 今お話がありましたけれども、ごみがどういうふう処理されていて、どういうふうな流れになっているか、どういうふう再生されているか、収入がどのようにあるかというのは、市民の方に分かりやすくお知らせできるようにこれから努めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。
- 委員長 ほかに質疑ありますか。
- 牧野委員 実は、ごみ減量によってこの割賦金が戻ってくると、処理費の減額でね。それは比率だから大変なんだけど、それを原資に戸別収集を一部有料でやろうかという話があったときに、ある目標の減額数値を決めてやっていたんですが、今回はこの1,401万1,000円ですか、これはそういう目標値に対してはどうだったのか、ちょっとそこら辺はどうなんでしょうか。
- 環境課長 今回、江南丹羽環境管理組合の負担金が減額した理由としましては、平成31年1月につくったエコシティ江南行動計画では、今言われまし

たように、ごみの減量をした経費で戸別収集だとか電気自動車などの取組をやっていくということでしたけれども、今、今年度の3月ぐらいから新型コロナウイルス感染症が拡大してきたということで、まだまだ全体的に、この間一般質問でもありましたけれども、ステイホームだとか在宅勤務だとかということで、ごみ量は今年でいうと4月から10月まで締めたところ、月でちよっと前後はありますけれども、全体的にはごみの量が増えてきているということです。

江南丹羽環境管理組合関係事業の今の1,400万円の減額とエコシティ江南行動計画については、まだまだ効果が出ているということではなくて、江南丹羽環境管理組合の繰越金だとか事業運営負担金の中の負担割合がほかの市町と変わったところで今回減額ということですので、まだこれから頑張っごみの減量を進めていって、エコシティ江南行動計画のことが実現できるように頑張っていきたいということで思っております。

○牧野委員　　私はあの計画はとってもいいなあと思った。なかなか難しいものがあるんでね。雑紙も含めてね。また、再度PRしていただいて頑張っいただきたいと思いますのでよろしくお願いたします。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

○宮田委員　　275ページの負担金ですね、事業運営負担金の備考欄なんですけど、補正後、これは掛けるパーセンテージが書いていないところで大きく減額補正されていると思うんですけど、これは何でパーセンテージの掛け率というか、なくなっているんですか。事業運営負担金の令和元年度精算分ですね。

○環境課長　　令和元年度分の精算について御説明しますと、江南丹羽環境管理組合の負担金の算出方法ですけれども、その年度の投入割合で各市町が事業運営負担金を支払うということになっておりますけれども、その年度が終わるまでは負担割合が分からないということになるので、その前年度の1月から12月の負担割合でまず負担をします。今回、江南丹羽環境管理組合議会の10月定例会で昨年度の負担割合が確定したものですから、それに伴って各市町の負担割合が確定したので、ここで補正をやるということで令和元年度の負担割合を変えたところで、江南市はこの令和元年度の事業運営負担金に

については51万1,771円の減額になったというようなことになっております。

○経済環境部長 令和元年度精算分の補正前の額1億9,080万円掛ける52.595%というのは事業者の搬入率で計算したものです。上にパーセントが書いていないのは、これは4月から3月までの搬入率がもう決算で江南市はどれだけというのが確定したので、搬入率じゃなくて、もう決算額なので搬入率は書いていないと。もうずばりの金額が出ていますからということで出ていないです。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 ここで当委員会への傍聴の申出がありました。傍聴については、委員会条例第18条の規定により、委員長の許可を経た者が傍聴することができるということになっています。

私は、基本議会公開の原則だと思っておりますので傍聴を許可いたしたいと思いますが、御意見ありますか。ないですかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御意見もありませんので、傍聴を許可し、傍聴人の入室を許可いたします。

続きまして、農政課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○農政課長 農政課が所管する補正決算につきまして、御説明させていただきます。

議案書の274ページ、275ページの下段の6款2項1目林業費で、説明欄にございます森林環境譲与税基金管理事業の増額補正をお願いするものでございます。

補足説明はございません。どうぞよろしく願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、続いて……。

〔発言する者あり〕

- 委員長　　すみません、ちょっと戻ります。
- 堀委員　　関連して、農業振興政策というような話で各種いわゆるPR、江南市の産物のPR等は何かやってみえる。
- 委員長　　関連なさそうですけど、もし答えが可能な範囲で。
- 堀委員　　やっておるかやっておらんかだけでええ。
- 農政課長　　江南市の主要農産物のPRでございまして、今具体的にやっているのは、主要産物は越津ねぎが有名ですけれども、越津ねぎに限っては、全国ねぎサミットのほうで参加したりしてはおるんですけども、来年度予算にはそのねぎサミットも参加を取りやめとさせていただいたんですが、それに代わって、実はネギの名前が少し変わりました、江南越津ねぎという名前で今回売り出そうというふうに考えておりまして、まずは市内の方にその辺の周知をして、誰もが、市民が江南市の特産は江南越津ねぎがあるといったところから、ほかのダイコン、ハクサイも踏まえてホームページ等何らか、駅等でそういったものを今後PRしていきたいなあというふうに思っております。
- 堀委員　　実は12月13日に名古屋テレビが今の越津ねぎの生産者の宅にロケに来るそうです。その家のお宅で料理を作って、越津ねぎに関して料理を作って番組をつくるそうです。これは非常にいいことだと思いますので、市のほうも全面的に協力して、12月13日の午後かな。個人名言ってもいい。
- 委員長　　暫時休憩します。

午前9時32分　　休　憩

午前9時32分　　開　議

- 委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

今、堀委員からそういう農産物の取材があるよということでしたので、農政課と広報担当課と皆さん方で協力してPRの後押しができるように取り組んでいただきたいと私からお願いします。

再度暫時休憩いたします。

午前9時34分　　休　憩

午前9時34分　　開　議

- 委員長　　休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 続いて、都市整備部建築課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願いします。

○建築課長 それでは、建築課が所管します補正予算につきまして御説明いたします。

議案書の276ページ、277ページの上段をお願いいたします。

8款5項1目住宅費、市営住宅維持運営事業で445万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。

以上でございます。補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありますか。

○牧野委員 修繕料が上がったということで、どこの部分で修繕が追加になったのかちょっと確認しておきたいんですが。

○建築課長 当初見込んでおりました予算より修繕が多くかかったということなんでございますが、主な要因といたしましては、退去者のほうの数が増えているというのもありまして、それとあと、またちょっと高額な修繕料というのがかかった案件がございまして、そういったことでちょっと不足が生じました。

今回、見込んでおります445万4,000円の内訳でございますけれども、こちらは退去修繕に係るお金ということで7戸分の修繕料を見ております。

それと、あと市営力長住宅のほうで浄化槽の配電盤等のポンプのほうの故障がございまして、こういったものの修繕として要するということで、総額合計で445万4,000円というような増額補正をお願いするものでございます。

○牧野委員 それは、当初予算を立てたときに予測不能だったんですね。確認です。

○建築課長 当初見込んでおった金額よりも多くかかってきたということで、実際退去者の数も多いということもございますので、ちょっと当初予算では見込めなかったということでございます。よろしくをお願いいたします。

- 鈴木委員　　ちょっと関連で、今退去が7戸あるということで言われたけど、最近聞いていて、以前から比べると非常に市営住宅の空き室が多くなってきたということで、その付近の今現状ほとんど埋まっているのか、ちょっとその部分も含めて最近の補修状況、入居状況、ちょっとそれだけについてお願いできませんか。
- 建築課長　　今現在空室のほうですけれども、7戸でございます。全体の戸数といたしましては152戸でございます、入居戸数は145戸ということで多いと見るか少ないと見るかあるんですけれども、入居率といたしましては95%ということで、ある程度確保できているのではないかというふうに考えております。
- 鈴木委員　　今聞いて、ほかにもずっと、ほかの団地のことは言いませんけれども、非常に多くなってくると、またこれはこういうことも含めて費用負担が出てくる場合があると思うんですが、この7戸について例年と比べて多いということだというふうに認識するんですけれども、この7戸に関する象徴的な何か退去理由というのがもし分かれば教えてください。
- 建築課長　　今回金額が大きいんですけれども、実は山王住宅のほうを一番最初に造っておるんですけれども、こちらのほうの退去者が今4戸分というふうに見ておりまして、山王住宅につきましては、ちょっと建設からも大分年数がたっておるということで、退去時に給水と給湯配管のほうの更新のほうも行っておりまして、この分が1戸当たり大体60万円強かかるというような形でございます、今回その山王住宅の退去者が多いということが今回の補正の額が多いというようなことになっております。
- 鈴木委員　　今、給水関係の不具合で退去者が増えたということについてなんですけど……。

[発言する者あり]

- 鈴木委員　　違うの。何か山王住宅のこの7戸が際立って多いように感じたんだけれども。4戸か。4戸でも固まって出るというのはちょっと多いなどというのは、それはその不具合、要するに住宅整備の不具合によって不満が出ていったということで理解していいんですか。
- 建築課長　　そうですね、特にそういった不備が原因で退室したというよう

な話というのは聞いておりませんので、たまたま山王住宅が多かったということだというふうに考えております。

○鈴木委員　　そういうことであれば、これでまたあと7戸入居されて、そのままずっと維持されていけばいいんですけど、また入って、いろいろ共同住宅って非常に問題があって、設備とか構造的な問題とかがちょっと多い。要するに、またそこを何かの理由で入らないと、その後も含めて、これはあくまでも推測危惧なんですけれども、そんなこともそういうまたリスクというか、対応しないかんことも出てくるかもしれませんので、一度その手のところは極力空き室が、今聞いているとそれなりにちゃんと埋まっておるんですけど、増えていかないような対策も含めてよろしくお願ひしたいと、以上です。ありがとう。

○委員長　　ほかに質疑ありませんか。

○古池委員　　ちょっと1点だけ、今の関連ですけど、新型コロナウイルスの関係で退去者が出たというようなことをちょっと何かの新聞で読んだことがあるんですけど、その辺のところはどうなんですか。

○建築課長　　特に新型コロナウイルスが原因で退去したというような事例はないというふうに把握しております。

○委員長　　ほかに質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　それでは続いて、水道部下水道課について審査をします。

当局から補足説明がありましたらお願ひします。

○水道部下水道課長　　それでは、下水道所管の一般会計に関わる補正予算について御説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案書の276ページ、277ページの下段をお願ひいたします。

8款6項1目下水道費は、下水道事業会計への繰出金でございます。内容につきましては、277ページの説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

下水道経営事業におきまして、繰出金として3万9,000円の増額補正をお願ひするものでございます。詳細につきましては、後ほどの議案第103号

令和2年度江南市下水道事業会計補正予算（第3号）で御説明させていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時44分 休憩

午前9時44分 開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第99号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第102号 令和2年度江南市水道事業会計補正予算（第4号）

○委員長 続いて、議案第102号 令和2年度江南市水道事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部長兼水道事業水道部長兼水道事業水道部水道課長 それでは、議案書の309ページをお願いいたします。

議案第102号 令和2年度江南市水道事業会計補正予算（第4号）について御説明させていただきます。

所管課は水道課でございます。補正予算といたしまして、収益的収入及び支出の補正予定額、資本的収入及び支出の補正予定額を定めております。

補正予算に関する説明書といたしまして、310ページから315ページに補正予算実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書及び予定貸借対照表を掲げて

おります。

316ページ、317ページをお願いいたします。

補正予算の事項別明細書といたしまして、収益的収入につきましては、1款1項3目他会計負担金を掲げております。収益的支出につきましては、1款1項4目業務費から2項2目消費税及び地方消費税を掲げております。

はねていただきまして、318ページ、319ページをお願いいたします。

資本的支出につきましては、1款1項2目水道建設改良費を掲げております。内容につきましては、説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

補足説明はございません。どうぞよろしくをお願いいたします。

○委員長　これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

○牧野委員　要するにこれは決算書をいろいろ見て、なかなかよく分からないんだけど、この3万9,000円について、この下水道使用料収納事務負担金というものが、そもそも何で今ここで3万9,000円上がってきたか、ちょっとその内容といきさつをすみません、説明してもらいたいんですが。

○水道事業水道部水道課主幹　下水道使用料収納事務負担金につきましては、今回の補正でスマホ決済に関する補正を計上させていただきましたが、その部分の下水道課の負担割合の分を他会計負担金として計上するものでございます。

○牧野委員　分かった。

○鈴木委員　スマホ決済は説明のとき聞いたような気もするんですけど、これは具体的には水道料金の徴収のとき、具体的にどのような流れでそのスマホ決済が市民の方が利用されるかということについて、ちょっと分かりやすく説明していただければありがたいです。今後、実施時期も含めてちょっと教えてください。

○水道事業水道部水道課主幹　スマホ決済につきましては、来年の2月1日から採用する予定でございます。スマホ決済につきましては、口座引き落としの方以外、納付書が発送される方につきましては、コンビニで支払いできるような形でバーコードが記載されております。バーコードを所定のスマホ決済アプリで読んでいただくことで支払いができるというものでございます。

○鈴木委員　　そういうことだと思った。確認しますと、コンビニで支払いできるバーコードをスマホで読み込んで振り込んでくれということですね。

1点ですが、この前あったときはアプリというものがあるのかどうか分かりませんが、スマホ決済した場合、クレジットカードなのか、あるいは今の言うP a y P a yとか何かそういう部分、ちょっと一度それについては記憶があるんですが、確認の意味でその辺りの範囲の拡張、それも含めてちょっと確認をお願いします。読み取ってスマホで振り込むと、じゃあその後の処理はどういうふうになるか、お願いします。

○水道事業水道部水道課主幹　　今回はP a y Bと言われるものと、P a y P a yと言われるものと、L I N E P a yと言われるものをそれぞれ業者は違いますけど、その3つを採用するところでございます。基本的にはスマホ決済、スマホで読み取っていただいた瞬間に決済されるものと理解しておりますが、そのスマホ決済に必要なクレジットカードが必要だとか、そういうところについては、クレジットカードの登録ができるものが一部あるんです。それがL I N E P a yとP a y P a yのほうがクレジットカードの登録ができるそうなんですけど、基本的にアプリ内では残高決済ということで、スマホで読み取る直前に残高がないと反応しないようになっているそうです。読み取る前に、クレジットカードの口座や銀行口座から残高をチャージしていただいてからアプリ決済でしていただくというものになるかと思えます。

○鈴木委員　　ありがとうございました。一つの今支払い方法を、ああいう決済方法のアプリによるP a y P a yとかL I N E P a yとか、今ちょっと言われたけど、大体それで、できたらこれは本当にちょっと、手順とシステムの関係でそういうふうなありますけど、ほかにも幾つか汎用性の高い支払い方法がありますので、拡張性も含めて少し公平に市民の方それぞれの決済方法をお持ちですので、できる限り、1つ、2つ一般に流通されているものについては入れ込んでもらったほうがよろしいんじゃないかなあというふうに思えますので、これは先々の問題かもしれませんけれども、その分は一編、また状況を見て追加のほうをまたお願いできればと思いますので、要望としてお伝えしておきます。以上です。

○牧野委員　　今回の補正に直接関係ないんですけど、資料がついていたのでち

よっと、また後から調べて答えてもらってもいいんだけど、313ページで水道料金の値上げと業務活動によるキャッシュ・フローが5億1,427万円と出ているんだけど、これはその値上げによるどれぐらいのこれが増えたということが実績として上がっているかということと、315ページの当期の利益剰余金の当年度未処分利益剰余金が3億1,464万1,000円出ているのが、どれぐらいこの値上げが寄与して出ているか分かれば、分かんなければまた後日でも構いませんが。

○水道事業水道部水道課主幹 実績というところでは、まだ年度……。

○牧野委員 影響しているやん。していないんだ、決算書だから。決算予想書だけど。キャッシュ・フローの金額も増えるはずだし、決算収益も上がるはずなんじゃない。見込みと結果とその辺だけ。

○水道事業水道部水道課主幹 水道料金の年間の料金収入は、値上げ想定で約13億6,000万円の予定でありました。前年度と比較して1億3,000万円の増収を予想しておりました。

○牧野委員 多分それが丸々この利益、でもいかんわ、投資しているからね、それに基づいてね。詳しくまた決算で聞きますから結構です。

○委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑も尽きたようでありますので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時55分 休 憩

午前9時55分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第102号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第103号 令和2年度江南市下水道事業会計補正予算（第3号）

○委員長 続いて、議案第103号 令和2年度江南市下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

それでは、当局から補足説明がありましたらお願いします。

○水道部下水道課長 それでは、議案書の321ページをお願いいたします。

令和2年議案第103号 令和2年度江南市下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明させていただきます。

補正予算といたしまして、収益的収入の補正予定額、他会計からの補助金の補正予定額を定めております。

補正予算に関する説明書といたしまして、322ページから325ページに補正予算の実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書及び予定貸借対照表を掲げております。

はねていただきまして、326ページ、327ページの補正予算の事項別明細書をお願いいたします。

収益的収入につきましては、1款2項3目他会計補助金及び6目消費税及び地方消費税還付金を掲げております。

はねていただきまして、328ページ、329ページをお願いいたします。

収益的支出につきましては、1款1項4目総係費を掲げております。内容につきましては、説明欄を御覧いただきますようお願いいたします。

スマートフォンアプリによる上下水道料金の決済サービスを導入するに当たり、上下水道料金のシステム改修等が必要となりますので、水道事業へ支払う下水道使用料の収納事務負担金の補正を行うものでございます。

説明は以上となります。補足説明はございません。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長 これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長 質疑もないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

午前9時58分 休 憩

午前9時58分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第103号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で、当委員会に付託されました案件は全て終了いたしました。

なお、委員長報告の作成につきましては、正・副委員長に御一任いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○委員長 暫時休憩いたします。

午前9時59分 休 憩

午前9時59分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま三輪議員から委員外議員として発言をしたいという申出がありました。内容については、議案についてではない委員会運営についてということでしたね。

会議規則第117条第2項の規定により、発言を許可することに御異議ありませんか。

〔発言する者あり〕

○委員長 暫時休憩します。

午前10時00分 休 憩

午前10時02分 開 議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

今、三輪議員からの委員外議員として発言したい申出の部分は、取り下げていただくという方向にしましたのでよろしくお願いいたします。

行政視察及び研修会について

○委員長　　続きますして、行政視察及び研修会について議題とします。

この件につきましては、去る9月の委員会におきまして、予算を伴わない形での実施の御提案がある場合には、正・副委員長にお伝えいただくようお願いしておりましたが、現在のところ御提案はございません。今後、新型コロナウイルス感染症の状況によりますが、引き続き予算を伴わない形での実施の御提案がある場合には、正・副委員長に再度お伝えいただきますようお願いしたいと思っておりますが、よろしかったでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　　御異議もないということでございますので、今後、皆様方から改めて御提案がありましたら御相談いたしますのでよろしくお願いいたします。

市民と議会との意見交換会について

○委員長　　続きますして、市民と議会との意見交換会についてを議題とします。

資料をタブレット端末に配信しております。御覧ください。

この件につきましては、去る9月の委員会におきまして、令和3年1月頃に団体との意見交換会を実施するとされ、内容等につきましては、正・副委員長に一任していただいております。そうしたことから、正・副委員長で検討した結果を本日御報告させていただきます。

日時につきましては、令和3年1月22日金曜日午前10時30分から正午までとしたいと思います。

場所につきましては、江南市役所第2委員会室としたいと思います。

意見交換をさせていただく団体につきましては、江南市災害協力会としたいと思います。

テーマにつきましては、災害に強いまちづくりについて及びフリートークとしたいと思います。

このような内容で進めさせていただきたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

○堀委員　私のほう、何回かこの意見交換会について参加をさせていただいたんですけれども、この意見交換会自体が意見の交換の場じゃないんだね、実際は。要するに、来た人の意見をほとんど言われるだけであって、こちらから私たちはこう思っていますよとか、そういう意見の交換の場でないような気がするんですわ。意見交換会じゃなくて、意見を聞く会ならいいけれども、ただ意見交換という意味のこれは解釈がどうも違うような気がするんだわね。意見交換なら交換でそのようにやってもらわないかんと思います。

議員としての意見を交換するということによってやっていただくなりいいんですが、どうも一方的に参加者の意見を聞くだけのよう、下手なことをしゃべったらいかんとというような感じでね。議員がしゃべりかけると来た人が物を言えんようになるとかいろんな話があるもんだから、意見交換なら交換で、本当に意見を交換していただけるような場にしていただけたらいいと思います。いかがでしょうかね、皆さん。

○鈴木委員　当初のそもそも論なんだけど、そういう議論が最初、もう何年か前にやったときそんな話が出ておって、要するに、逆に意見交換会とか市民との意見交換会ということで来たときに、議員の所見というの、思いを言うことについてはちょっと控えましょうという話だったんだわ。そのときには、当局に代わって市の市政のことについて説明するというような位置づけだったような気がするんですけど、私の記憶ではね。

○牧野委員　厳密に言うと、堀委員の言うことも当たっているんだけど、全部そればかりじゃなくて、市民がこれはどうなっていますかということに対してはこうなっていますよと聞けるんだけど、市民がこういうことをやってほしいという要望に対しては、そう思うけれども、一応当局とも確認をして御返事しますと。また、聞かれても知らないことは調べて御返事しますと。というようなことで広報「こうなん」で返答していますので、意見交換会の形をそれほど逸脱というほどの、名称を変えるのは何か名称を変えたってそれは構いませんが、従来私もずうっとやってきて、それほど違和感なくやってまいりましたが、何か堀委員、逆にタイトルだとか改善点を言っていただければそういうふうには直していきたいと思えます。

○堀委員　いわゆる参加して、意見交換というような場には程遠いというふ

うに私は思いました。やっぱり議員は議員としての、みんなそれぞれ価値観も違ういろいろな面があるもんだから、この議員はこういう所見だ、この議員はこういう意見だというようなことであれば本当に意見交換になるんだけど、それがなかなかできていないような気がいたします。

あくまでも議員は行政側じゃないんですわ。ところが、来てみえる人は、我々は行政側というような見解で物を言ってみえるんだわね。市民の代表の議員で、我々は行政をチェックするのが議員の仕事であって、議員というのはあくまでも市民側なんです。だから、そこのところをどうも履き違えてみえるような気がします。

そこら辺のところをやる場合においても、議長か誰がやられるか分かりませんけれども、しっかり参加者に対して申し上げていただきたいというふうに思うし、本来の意見交換なら意見交換でしっかり時間をつくって、各議員の個人的な意見もあるでしょうし、立場もあるでしょうし、そういうものを踏まえてやらないと、せっかくのこういう機会ですから、有意義なものにしていただきたいというふうに思いますのでよろしく。

- 委員長　　ちょっとまとめさせてもらいますけれども、今回も従前と同じやり方にはなってしまう。ただ、おっしゃるとおり皆さん方が、これは意見交換じゃなくて一方的に意見をお受けする会になっている。その部分は、タイトルが意見交換会になってしまっているというのは今回もそうですけれども、議会改革特別委員会のほうから今回は常任委員会単独でやってくださいよというお願いがあったものですから、私も長尾委員もそうですけど、議会改革特別委員でありますので、それは議会改革特別委員会のほうに一回戻して、今後の考えとして、そもそもこのタイトルもよろしくないんじゃないかということも含めて、あとはやり方も、今までどおりやるんだったらタイトルを変えなあかんし、やり方を変えるんだったら変えるなりの「市民と議員と語る会」か分からないですけれども、何らか方法とタイトルがミスマッチの部分を今後解消していくということを議会改革特別委員会のほうで進めさせていただきますので、今回に関してはこれで行かせていただきたいというところがございまして、御了解いただきたいと思いますがいかがでしょうか。

- 古池委員　　やっぱり基本的には、今まで聞いていますと、やっぱり議員が言われる意見が長い。それから、反対に参加者が言われる意見が長いと。だから、この辺は全て司会者がある程度ルールの下で、例えば発言は1分以内とか3分以内とか、そういうルールの基本的なことで司会者がある程度進行すれば、そんな問題ないんじゃないかと。実際、議員もしゃべるのが長いとか、そういうのがよくあるんですよ、今まで見ていると。だから、その辺を逆に行ってみえるから、ルールさえ司会者が進行すればそんな問題ないんじゃないかと。
- 委員長　　すみません。ありがとうございます。正直、今回上げているのは、日時とテーマと、団体を皆様方からこれでやっていいですかということをお願いしているわけなので、運営につきましては、また正・副委員長に御一任いただいて、少しでも皆さん方のストレスのお互いにならないように何か模索はしていきたいと思っておりますので、ぜひとも御協力いただきたいと思っておりますがということで、先ほど御説明させていただいたテーマと日時と団体ですね。この辺り、これで進めさせていただきたいと思っております。
- 堀委員　　1つお願いしておきます。これは議長がやるんでしょう。誰がやるの、これは。
- 委員長　　委員会として。
- 堀委員　　委員会として、司会進行は誰かが、委員長じゃない。
- 委員長　　そうですね、今後の話合いでありますけど、例年というかね。
- 堀委員　　だから、こういういわゆる話があったということを入れて、司会者としての仕切りをしっかりとやっていただくように要望しておきます。
- 委員長　　十分加味させていただきますので、よろしくお願ひします。
- では、皆さん方からいただいた意見を十分加味して進めていきたいと思ひますが、御異議ございませんか。
- 〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕
- 委員長　　御異議もないようでございますので、当委員会の市民と議会との意見交換会は、令和3年1月22日金曜日午前10時30分から正午に、江南市役所第2委員会室で江南市災害協力会と災害に強いまちづくりについて意見交換することに決定しました。

なお、決定したテーマに対しての配付資料におきましては、正・副委員長で協議し、決定していきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長　御異議もないようでありますので、それではそのように進めさせていただきます、後日御報告させていただきます。

なお、詳細につきましては、正・副委員長に御一任いただき、改めてお知らせしたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

また、新型コロナウイルス感染症等の影響で決定した内容に変更が生じた場合は、正・副委員長に御一任いただき、改めて皆様方にお知らせしたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

この件につきましては、この程度にとどめたいと思っております。

以上で本委員会の議題は全て終了いたしました。皆様方大変お疲れさまでした。また、これに引き続き次の委員協議会もありますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上で建設産業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午前10時14分　閉　会

江南市議会委員会条例第29条第1項
の規定によりここに署名する。

建設産業委員長 尾関 昭